

大阪市の廃止・分割（通称「大阪都構想」）ノー！ 歯科医師アピール

大阪市議会、大阪府議会で「特別区設置協定書」が承認され、5月17日にこの「協定書」の賛否を問う住民投票が実施されます。この協定書は、大阪市を廃止し、5つの特別区を設置するもので、大阪市民にきわめて大きな影響を与えます。

- ①「大阪都構想」の目的は、大阪市を特別区に変えて大阪市の財源の一部を大阪府に移し、それを活用してカジノ誘致、高速道路整備等を進めることにあります。このようなことをしても大阪経済は活性化せず、市民の暮らしもよくなりません。
- ②大阪維新の会は大阪市の廃止によって二重行政がなくなり、財源が生み出されると説明していましたが、しかし、二重行政は虚構であること、それどころか「大阪都構想」の実施で財政的にはマイナスになることが明らかになりました。その一方で、カジノ誘致等に使う財源を確保するため、市民向けサービスの削減、市民負担の増大、市バス、地下鉄など公共サービスの民営化が計画されています。
- ③大阪維新の会は「特別区」が市民に身近なところで市民サービスを担当するため、市民ニーズに合った施策が展開できるとしています。しかし、現在24ある区役所は、住民票等を発行するだけの支所に変えられてしまいます。国民健康保険、介護保険などは一部事務組合が担当するため、今よりも市民の意見が反映されにくくなります。「大阪都構想」により、市民と行政の距離はかえって遠くなり、市民ニーズの反映が困難になります。
- ④「大阪都構想」にはこのような重大な問題があるにもかかわらず、市民的な議論が保障されていません。そのため多くの市民が「協定書」について十分理解できていない状態で住民投票を迎えることとなります。また、大阪市が廃止され、様々な問題が噴出し、元の大阪市に戻したいと思っても、現行制度では元に戻す方法がありません。
- ⑤この「協定書」は「大阪都構想」に反対する議員を排除して作成されました。また、「協定書」に反対する研究者、行政職員に不当な圧力をかけています。民主的な議論を保障するのではなく、独裁、恐怖政治的な手法で「大阪都構想」を強行しようとしています。
- ⑥「大阪都構想」は大阪市民だけの問題ではありません。大阪維新の会は大阪市の廃止が成功すると、大阪市の周辺市も順次、特別区に編入したいとしています。この場合、住民投票は不要で、当該市議会及び府議会で承認されると特別区に編入されます（市が分割されない場合）。また、膠着状態にあった「大阪都構想」を動かしたのは官邸筋とされ、その動機は維新の党を憲法9条改正勢力に取り込むためと言われています。5月の住民投票で「大阪都構想」が認められた場合、維新の党が憲法改正勢力として安倍政権と共同歩調を取るでしょう。

大阪府、大阪市は維新政治の下で、住吉市民病院の廃止、救命救急センター補助金の削減、敬老パスの有料化などを行ってきました。「大阪都構想」を進めると、今まで以上の医療・福祉サービスの低下が生じます。

市民の健康を守るため地域医療に直接携わる歯科医師として、このような事態を見過ごすことはできません。そこで私たちは、歯科医師、医療関係者に「大阪都構想」に反対する呼びかけを行います。

今後、このアピールに対する賛同者を募り、5月17日の住民投票で「協定書」に反対する人を増やすため、様々な提起、行動を行うものです。

2015年4月10日

呼びかけ人

大阪府歯科保険医協会理事長	小澤 力
大阪府歯科保険医協会副理事長	貴島 正彦
大阪府歯科保険医協会副理事長	下井戸昭介
大阪府歯科保険医協会副理事長	辻本 勝
大阪府歯科保険医協会副理事長	戸井 逸美
大阪府歯科保険医協会副理事長	富本 昌之
大阪府歯科保険医協会副理事長	三井 泰正
大阪府歯科保険医協会副理事長	吉田 裕志
大阪府歯科保険医協会理事・相談役	伊津 進弘
大阪府歯科保険医協会理事・相談役	小山 栄三
大阪府歯科保険医協会理事	安積 中
大阪府歯科保険医協会理事	江原 豊
大阪府歯科保険医協会理事	近藤 正
大阪府歯科保険医協会理事	段野 和茂
大阪府歯科保険医協会理事	寺嶋 洋幸
大阪府歯科保険医協会理事	矢部あづさ
大阪府歯科保険医協会監事	新宅 雅文
大阪府歯科保険医協会監事	古田 光行
大阪府歯科保険医協会名誉理事長	玉川 和隆

連絡先

〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33

大阪府歯科保険医協会

電話06-6568-7731 Fax06-6568-0564

メールosk-hok@doc-net.or.jp